

平成25年度 第3回安城市自立支援協議会本会議 議事録

日 時 平成26年2月13日（木）

午後1時30分～

場 所 安城市役所本庁舎3階 第10会議室

出席者：神谷和也委員、松崎委員、藤井委員、飯島委員、三浦委員、成瀬委員、
大見委員、稲垣委員、加藤委員、神谷佐奈美委員、阿部委員、
黒川委員、本田委員

欠席者：小嶋委員、佐々木委員、岡田委員

同席者：西三河南部西圏域地域アドバイザー 古川様

作業部会（鈴木会長、浅井副会長）

重心分科会（小川会長）

精神保健福祉分科会（山北会長）

ふれあいサービスセンター（渡辺所長、野々山係長、小田、鈴木）

事務局：福祉部長、福祉部次長、障害福祉課長、障害福祉課長補佐、
障害給付係長、専門主査

典礼（司会）：鈴木障害福祉課長

1 あいさつ

委員長

皆様こんにちは。大変お寒い中、定刻までにお集まりいただきましてありがとうございます。この時期というのは来年度の予算が心配でありまして、この自立支援協議会に対する安城市の姿勢がどういう形で現れるのか、また、できれば来年度予算のことも紹介していただき、我々としては心強い思いをしていければという次第でございます。また、お手元の資料にありますように、ポテト福祉会様が移転され新築オープンされました。私もお邪魔して拝見させていただきましたけれども、施設としては大変広くなっておりますし、また衛生的にも非常に感じのよい、明るい施設でございます。このような施設が安城市内に充実してきますことは、我々にとりましてもたいへんありがたいことでございます。ポテト福祉会様には改めて感謝申し上げますとともに、皆様方にもこのような施設を健全に経営できるようなご支援をお

願いできればと思います。今日はいろいろな報告事項もあるようですが、皆様のお知恵を拝借しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

2 委員の委嘱

課長

お手元に自立支援協議会委員名簿を配布させていただいておりますので、御覧ください。役職交代により、安城市民生委員・児童委委員協議会の障害者福祉部会副会長、寺島美喜江様が異動となり、後任の稲垣仁美様が新しい委員となりましたので委嘱を行います。直接委嘱状をお渡しするのが本位ではございますが、時間の都合もございますので、席上に委嘱状を置かせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。任期は平成27年6月27日となります。よろしくお願い致します。

3 議題

議長：神谷委員長

委員長

議題（1）「担当社会からの報告」ということで、まずアの「重症心身障害児（者）在宅支援事業について」の議題でございますが、説明をお願いします。

重心分科会会長

重心分科会会長のNPO法人アンジェラの小川といいます。重心分科会から報告させていただきます。重症心身障害児（者）のサービスの不足という問題について、平成19年度から自立支援協議会で協議してきました。平成24年8月31日からは通所施設担当者会の下に重心分科会を設け、集中して検討をしてきました。

問題点として、ヘルパーが24時間体制の事業所がない、重度身体障害者の受入れ施設が不足している、送迎車両及び職員配置が困難であるという3点が上げられました。

その解決策としまして、一事業所に24時間体制を求めるのは難しいということで、夜間に職員が常駐する短期入所施設にヘルパーステーションを併設するというような複合施設が整備されれば、受入れができるのではという結論に至りました。

具体策としましては、医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）を支援するためには、日中の通所と短期入所、24時間体制のホームヘルパーが必要となりますので

で、これらのサービスを充実させるため、訪問、通所及び短期入所等の複数の事業を実施する場合に、人件費の一部を補助することで事業所の算入を促す方法が提案されました。

この案を事業として実現させるため、児童相談所が調査した重症心身障害児の出現率や養護学校・保健センター等から収集したデータにより、本市における医療的ケアが必要な重症心身障害児（者）の人数の把握を行い、人件費の補助条件や補助金額等を協議して、その結果を市へ報告しました。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。それに対する市の対応について事務局から説明をお願いします。

障害給付係長

市の対応について説明させていただきます。重心分科会の提言を受けまして、日中の通所サービスとして生活介護支援事業、児童発達支援事業、放課後デイサービス事業及び日中一時支援事業の中から一つの事業を行っていただき、それと併せて短期入所と24時間体制のホームヘルプを複合的に実施いたします事業所に対しまして、運営費補助を行う事業を検討いたしました。重症心身障害児の中でも新生児の集中治療を行いますNICUを退院いたしました0歳から未就学の障害児につきましては、より医療的ケアが必要となりますので、訪問看護と療養通所介護に併せまして、児童発達支援若しくは放課後デイサービスを複合的に実施する事業も運営費補助の対象に加えました。補助内容といたしまして、基準以上の職員を加配した場合に、基準額以内で人件費の補助を行います。複合的な実施を求める理由といたしましては、事業所として管理体制や人員配置でのメリットがあること、そして市としては不足しているサービスを包括的に確保できるというメリットがあります。

その他の要件としまして、要件を満たす事業を実施すること、市内の重症心身障害児（者）の利用が所定以上あること、加配職員の人件費は基準額以内で補助をいたします。補助の期間は事業の立ち上げから5年間といたしますが、6年目以降については存続の再検討をいたします。

詳細につきましては今年度中に要綱を定めていきます。平成26年度からの実施に向けて予算要求をしております。以上です。

委員長

はい、ご苦労様でした。重症心身障害児（者）在宅支援事業につきまして担当者会からの報告及び市の対応の説明がありました。これにつきましてご意見ご質問が

ございましたらお願いします。

特によろしいですか。それでは私から。ここに予算要求と書いてありますが、内示はあったのですか。

障害福祉課長

内示はございました。予算要求する際に看護師1名程度の人件費を補助するという事で、市の基準で計算しますと400万円程度という積算が出ておりましたが、安城更生病院のNICUの所長とお話させていただきまして、新生児の方も対象になる場合、中堅以上の看護職員でないと対応できないということでしたので、予算要求を650万円とさせていただいております。この金額を超えない範囲で加配の職員を入れていただきたいということです。

委員長

はい、ありがとうございました。大変な前進ではないかと思えます。ほかにはよろしいですか。

地域アドバイザー

西三河南部西圏域の地域アドバイザーの古川です。1点確認させてください。市の対応にあります要件ですが、市内の重症心身児（者）の利用が所定以上ということですが、所定というのは具体的にどんなイメージですか。

障害福祉課長

まだ細かいところを詰めていないのですが、3つの事業を併せてやっていただきますので、そのいずれかで毎日、重心の方の利用があることと考えております。

委員長

はい、ありがとうございました。それでよろしいでしょうか。ほかに何かご質問等ございますか。よろしいようですので、「重症心身障害児（者）在宅支援事業について」は以上とさせていただきます。

続きまして議題（1）イ「安城市地域活動支援センター事業について」を議題といたします。担当者会から説明をお願いします。

精神保健福祉分科会会長

精神保健福祉分科会の会長をしております山北と申します。それでは安城市地域活動支援センター事業について、当会での活動報告をさせていただきます。まず、課題としまして身体障害、知的障害の方に比べて、精神に障害をお持ちの方の社会資源が少ない。働く場はととも増えてきたのですが、障害特性ゆえに対人関係がうまく築けないですとか、社会との繋がりをなかなか持てない、そのために引きこも

ってしまい、行く場所もなく、ふらふらされている方がたくさんいらっしゃいます。医療的なサービスとしてデイケアというものがあるのですが、それでも日中の居場所となるにはまだまだ足りないということで、そのような居場所をこの地域でも必要ではないかという声があがりました。その取組みとしまして、平成24年11月より相談支援担当者会の下部組織として精神保健福祉分科会を設置しまして、精神障害者の居場所づくりについて検討してまいりました。精神障害の方を支援している事業所と市の障害福祉課、安城市社会福祉協議会のふれあいサービスセンター、衣浦東部保健所、精神障害の方が通ってみえる就労支援事業所の担当者の方に来ていただいて、支援方法の検討や情報の共有を行ってまいりました。

また、障害者への創作的活動の機会の提供や社会との交流促進を目的とする施設として地域活動支援センターがありますが、近年はこの西三河地域に精神障害者を対象とした地域生活支援センターが多く開設しておりまして、日中の居場所としての役割を果たしております。平成25年度は分科会の活動として、刈谷市にあります地域活動支援センター「結」に見学に行き、また、みよし市にあります地域活動支援センター「きぼう」に伺いまして、活動内容や支援の方法などを教えていただきました。そこで見てまいりました地域活動支援センターが果たしている役割としまして、気が向いたときに通える居場所がある、障害特性ゆえに起きられるとき、起きられないとき、動けるとき、動けないときなどの波がある中で、「いつでもここに来て良い」ということが保障されている場所があるということが大きいと感じました。ただ行くだけでよい、緩やかな社会参加の場である。家族以外とのつながりが無い方が、もう一度社会と緩やかに繋がっていける機会を持てる場所であるということが分かりました。また、同じ障害を持つ方との繋がりができ、障害についての情報の交換・共有ができる場にもなっており、そこに常駐しております精神保健福祉士に相談することで、自身の障害の理解を深めることにもつながっております。ほかに生活習慣の形成やマナー習得など、自立のための支援もされておりました。

その上で、安城市にどのような地域活動支援センターが必要なのかということも分科会で検討しました。

- ・フリースペース（居るだけでよい場所）があること。
- ・利用者同士でメニューを考え調理して一緒に昼食を食べる。
- ・当事者主体のセルフヘルプの活動が出来ることが保障されている場所。
- ・茶話会で障害の体験について語り合い、障害受容が深まる場所。

- ・ウォーキングや軽スポーツなどの余暇活動を楽しめる場所。
- ・日常生活や障害について専門家による相談支援が受けられる場所。

これらのことが必要であろうという意見が出ました。

また、ほかに豊田市や岡崎市、西尾市に地域活動支援センターが設置されていますが、これらの施設は年間平均で約2,600人の利用があると聞いております。安城市においても「ぶなの木会」などに寄せられる相談で、受診やサービス利用に繋がっていない方も多く、潜在的に支援を必要とする方が多いと推測されます。これらのことから、精神障害者の日中に居場所として、地域活動支援センターの設置の必要性を市へ報告いたしました。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。これに対する市の対応について事務局から報告をお願いします。

障害給付係長

市では精神保健福祉分科会の提言を受け検討を行いました結果、精神障害に特化した地域活動支援センターを設置する方針といたしました。こころの病気や精神に障害をお持ちの方が気軽に通うことができる、緩やかな社会参加の場を作ることによりまして、創作的活動や他の障害者との交流を通じて自立や社会参加の促進を図ることを目的とします。市内の社会福祉法人へ事業委託することとしまして、平成26年4月からの事業開始に向けて予算要求を行っております。

主な活動内容としまして、

- ・フリースペースを設けまして日中の居場所として、ゆったり過ごせる場所を提供します。
- ・生活支援としまして、生活習慣の形成、マナーの習得、料理教室などを行います。
- ・レクレーションとしまして、茶話会やカラオケなどを行います。
- ・相談支援としまして、生活や障害、就労などについて相談を受けてまいります。

以上のような内容を考えておりますけれども、詳細につきましては早急に検討し、決定を行ってまいります。また、これまで地域活動支援センター事業としてきました桜井福祉センターの身障デイサービスを生活介護事業へ変更します。以上です。

委員長

ご苦労様でした。地域活動支援センターについての報告でございました。これにつきましてご意見、ご質問がありましたらご発言ください。

委員

最後のところですが、身障デイサービスを生活介護事業へ変更しますとありますが、いまひとつ理解できないものですから、もう一度説明していただけるとありがたいのですが。

障害福祉課長

制度的なことを説明させていただきます。障害者自立支援法ができて、授産施設が就労継続A型・B型に変更となるなど、制度が変わった時期がございます。その時に、精神障害の方が利用されている小規模作業所や入浴サービスを行うデイサービスが国の事業からなくなりました。また、市町村が行うべき事業である地域生活支援事業に地域活動支援センター事業が加わりましたが、この中に小規模作業所やデイサービスなどの事業が含まれておりました。安城市においても地域活動支援センター事業を行う必要がありましたので、桜井福祉センターにあります入浴ができます身障デイサービスを地域活動支援センターとして定義してきました。

しかしながら、来年度、新たに精神障害の方を対象としました地域活動支援センターが設置されますので、従来の地域活動支援センターを生活介護という国の事業に変更することとしました。生活介護は日中に食事等の介護を行うサービスでありまして、利用者の方にも内容が伝わりやすいため、この事業に変更してまいります。

委員

ありがとうございます。新しくできます地域活動支援センターですが、いろいろな相談支援もやっていただけるとのことですが、私たち家族会も当事者やその家族の方の相談を受けています。その相談を受けますコーナーと、私たち家族会の資金を集めるためにいろいろな物を作っております作業スペースが同じフローの中にありまして、相談を受けていまして作業と音がうるさくて聞こえないのですとか、あまり人に見られたくないという家族の方もおられますので、たいへん苦慮しております。

できましたら、新しい地域活動支援センターに私ども家族会が相談できるコーナーも入れていただけるとありがたいと思います。家族に寄り添った相談というのは私どもにしかできないのではないかと自負しておりますので、ぜひお願いできればと思っています。

障害福祉課長

今の話にありました家族会の相談の拠点を地域活動支援センターに移すことは難しいと思いますが、相談室のスペースは十分に取ってありまして、家族の方も含めて相談には対応してまいりますので、よろしく申し上げます。

委員

よろしくをお願いします。

委員長

他にはよろしいでしょうか。

障害福祉課長

先程、予算についてのお話がありましたので、少し説明をさせていただきます。職員の人件費を2.5人分。施設管理者は他の業務との兼務が可能ということで、0.5人分としまして、また、場所を借りなければいけないものですから賃借料、これに事業費を含めまして1,600万円の予算要求をしております。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。人件費2.5人分と場所の賃借料等々ですが、これにつきまして皆様のご感想はどうでしょうか。今回はだいぶ前進したという感じですけども、それだけ市の予算もついて歓迎したいと思います。

他にはよろしいでしょうか。では安城市地域活動支援センター事業につきましても報告事項ですので、以上として次に進めさせていただきます。

議題(2)「平成26年度自立支援協議会の組織について」を事務局から説明をお願いします。

障害給付係長

事務局から説明させていただきます。平成26年度自立支援協議会の組織について資料の5ページを御覧ください。自立支援協議会の下部組織としまして作業部会があり、さらにその下部組織としまして担当者会があります。平成26年4月からは各担当者会が新しいテーマで検討をしております。今年度は居宅、通所施設、ホーム、相談支援、就労支援の5つの担当者会で構成されています。平成26年度からは7つの担当者会になる予定です。通所施設担当者会の下にあります児童分科会が児童担当者会となり、相談支援担当者会の下にあります精神保健福祉分科会が精神保健福祉担当者会となります。

2つの分科会を担当者会とした理由について説明いたします。

障害児の問題について特化した話し合いの場がほしい、各事業所間の連携を図り幼児期や学齢期の支援を円滑に進めたいという目的で、昨年10月に児童分科会を立ち上げたところですが、障害児の問題につきましては将来にわたり継続して取り組む課題が多いということから、児童担当者会としました。

精神保健福祉分科会につきましては、今年度の活動報告にもありましたように、

精神障害者の居場所づくりについて取り組んでまいりましたが、平成26年度4月から地域活動支援センターの設置が予定され、その活動内容について検討する場が必要であること。また、精神保健福祉法の改正により医療機関と地域支援事業所が連携して地域移行支援・地域定着支援に取り組む必要があること。この2点を重点的に検討するため精神保健福祉担当者会としました。今年度もご参加いただきます衣浦東部保健所や安城市若者サポートステーションのご担当者に加え、来年度は圏域の精神科病院のケースワーカーの方にも参加を依頼していく予定です。

この本会議でご了承いただけましたら、平成26年度から7つの担当者会として取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上で説明を終わります。

委員長

ご苦勞様でした。来年度の組織として2つの分科会を担当者会に昇格させ、7つの担当者会で進めていきたいという提案でございます。これにつきましてご質問、ご意見ございましたらご発言ください。特によろしいですか。ご意見ないようですのでお諮りいたします。平成26年度自立支援協議会の組織につきましては、ただいま説明のありましたように、担当者会を7つにするということでご異存のない方の挙手をお願いします。はい、全員挙手でございますね。この議題につきましては原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、(3)「各担当者会における平成26年度テーマについて」を議題とします。説明をお願いします。

作業部会長

作業部会長の鈴木です。よろしく申し上げます。私からは平成26年度の各担当者会で協議していくテーマについて、案として上がってきたものを、この場で承認していただきたく報告させていただきます。

今年度のテーマにつきまして議題(1)のA、Iで報告がありましたけれども、来年度も各担当者会でテーマを設けまして、検討・協議していきたいと思っております。資料の6ページに7つの担当者会のテーマが書いてありますが、このテーマは各担当者会のメンバーで協議しました内容に、作業部会から必要と思われるものを加え、また、相談支援担当者会からも地域の課題ですとか相談が多い事案を加えております。

まず、居宅担当者会としましては今年度に引き続き、支援手帳「あん・あん」の内容の見直しと、災害時確認シートといたしまして、災害発生時の行動チェック表

や福祉避難所へ避難するための対応フローチャートなどを付け加えていく予定です。また、ヘルパーさんの利用者支援時の対応について、事例検討等により改善しながらヘルパーはもとより、事業所のレベルアップを図っていきたいと思います。

続きまして、通所施設担当者会は3つのテーマを上げました。まず「サービス利用の循環について」ですが、一つの事業所で利用者さんを囲い込まず、利用者さんの特性やニーズに沿って生活介護から就労継続支援B型、更に就労継続支援A型や就労移行支援へステップアップなどスムーズに移行できる、また、仮に失敗してもすぐにもとの事業所へ戻れるような、そんなシステム作りを考えています。

次に「養護学校卒業生の進路見込状況を把握」ですが、今年度同様、引き続き養護学校さんと密に連絡を取り合ってまいります。

それから「事業所の利用者の送迎について」ですが、現在、児童の放課後等デイサービスや日中一時支援を利用する場合、学校・事業所間の送迎加算は認められています。事業所から事業所への送迎加算は認められていないということで、このことを他市町村の実情も踏まえて来年度協議をしていきたいと思っております。

続きまして、新たにできました児童担当者会ですが、先程も説明がありましたが、療育センター、保健センター、サルビア学園等々にも参加していただいて、市内の重症心身障害児の人数の把握や受入れ、また、施設の不足につきまして検討・協議していくということテーマに上げさせていただきました。

ホーム担当者会におきましては、グループホームで利用者さんと寝食をともにしている世話人さんがいますが、その世話人さんのスキルアップを目的とした勉強会の開催。また、ホーム利用者の方の土日の支援について来年度協議していきたいと思っております。

次に相談支援担当者会ですが、現在市内に8つの相談支援事業所がありますが、来年度はまた数ヶ所増える予定でございます。基幹相談支援センターのふれあいサービスセンターを中心としまして、一層の相談支援専門員のスキルアップのための勉強会の開催と、来年度中に全てのサービス利用者さんの計画相談を作成する必要がありますので、相談支援専門員一同、一丸となつてがんばっていきたいと思っております。

続きまして、精神保健福祉担当者会では精神科医院のソーシャルワーカーさんや保健所等と連携を強化していくとともに、この4月に事業開始予定の地域活動支援センターの有効活用を考えていきたいと思っております。

最後に就労担当者会ですが、「利用者のステップアップの仕組みについて」とあ

りますが、これは相談支援専門員と各事業所のサービス管理責任者との連携を強化し、個別支援計画とサービス等利用計画の作成もリンクしながら、同じ方向性でよりよい利用者支援に繋げていく仕組み作りを考えてまいります。また、利用者やご家族の方に、市内の各障害福祉サービス事業所のそれぞれの特徴を伝えていく機会を検討していきたいと思っております。安城養護学校の安養祭におきまして事業所の紹介パネル等を掲示させていただいておりますが、それぞれの事業所がどんな活動をしているのか、利用時間は何時から何時までなのか、送迎はあるのかというような特徴を伝えていく機会を増やすことで、より一層障害者の方の特性やニーズに合ったサービス利用に繋げていきたいと思っております。

いずれの担当者会におきましても、緊急を要する事案はその都度協議をしていきます。来年度この本会議におきまして、よい報告ができますよう一同がんばってまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。各担当者会の皆様はそれぞれ自分の仕事を持って、その仕事を終えてから担当者会を開いていただき、検討をしていただいているということで、本当にご苦勞で我々としては深く感謝申し上げたいところでございます。そんな皆様方が来年度取り組むテーマをただ今発表いただきました。これにつきまして何かご意見ご質問等ありましたらご発言ください。

委員

よろしいですか。精神保健福祉担当者会で医療機関との連携強化についてと書かれていますが、これはどういったことを考えられているかを教えていただけると、私どもも協力できると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

精神保健福祉分科会会長

ありがとうございます。精神保健福祉分科会会長の山北です。来年度の精神保健福祉法の改正に医療保護入院の退院のことですとか、いろいろな項目に医療機関と地域援助事業者との連携という言葉が出ています。ただ何をやるのかということが、わからない状態で連携というのも難しいと思いますので、私たち福祉の分野と医療機関の方がテーブルを一緒にして、改正精神保健福祉法の連携がどういうことが想定されるのか、お互いの立場も含め話し合いができればと思っています。

委員長

ありがとうございました。他にはどうでしょうか、特にご意見等ないようですので、議題（3）「各担当者会における平成26年度テーマについて」は、事務局の

説明がありましたような内容でございます。ご異存のない方の挙手をお願いします。はい、全員挙手がございましたので、これにつきましても原案どおり決定とさせていただきます。議題につきましては以上でございます。ご協力ありがとうございました。

障害福祉課長

はい、ありがとうございました。それでは西三河南部西圏域アドバイザーの古川様に講評をいただきたいと思っております。

地域アドバイザー

2、3点お話ししたいと思っております。1点目に重心分科会からのご提案の部分で、複数サービスを組み合わせしていく事業所を対象に市として補助をしていくという、非常に画期的なシステムを作られたことは素晴らしいと思っております。ただ、1つ気掛かりなことは、NICUを出た方へのサポートという部分で、医療リスクの高い方が地域で生活をするときに、24時間体制のヘルパーという話が出てきていますが、医療ケアができるヘルパーが何名、各事業所にいるのかというところが、ある程度サポート側の体制が整っていかないと、複合的にサービスを組むだけではなかなかサポートが難しいのかなというところがあります。圏域の会議でも同じような話をしている経緯がありまして、ここの課題としては、介護福祉士等が受ける喀痰等吸引の研修を受けられる数が少ないですとか、事業所からすると研修に掛かる費用がかなり高く、なかなか受けられないという話がありますので、その辺の部分のサポートも今後の議論になっていくのかなという気はしております。

2点目に精神の居場所ということで、こちらも世の中の流れを汲んで専門的なところができるのかなと思っておりますし、碧南市でも同じようなかたちで動いております。社会に出ることが困難な方が対象になってくるかと思いますが、今回このような場所ができて、機能として相談支援が入っておりますし、家族会さんも一緒にやっていきたいという話もあって非常によいことと思っておりますが、施設の活用ですとか、相談機能をどううまく使っていくのかというところで、対象となる方が地域に潜在的にかなりいると思っておりますので、そういった方々をどう掘り起こしていくのか、どう伝えていくのかというところが具体的に見えてきますと、機能としては充実していくのではないかと思います。

3点目に、来年度の担当者会のテーマについてお話をいただきましたが、その中で気になったと言いますか、連動しているのかなと思った点がありましたのでお話しさせていただきます。相談支援担当者会の全サービス利用者の計画相談達成という

ことで、委員の皆さんには計画相談支援がどのようなものか、少しわかりづらいのかなと思うのですが、今の制度で平成27年3月31日までにサービス等利用計画がない方はサービスの利用ができなくなります。それで安城市さんは達成に向けて利用計画作成に補助をさせていただいているようですが、サービス等利用計画を作成する相談支援員と各事業所のサービス管理責任者が利用計画を作成する上で連携していく必要もあると思います。

就労担当者会の中で利用者のステップアップの仕組みという話もありましたが、こちらにつきましても相談支援員の係わりが不可欠でありますし、それぞれ別の担当者会ではありますが、この2点はかなりリンクしてくると思いますので、合同で研修会を行うなど、担当者会が連携していくことも効率的な方法ではないかと思いました。以上、3点お伝えさせていただきます。

障害福祉課長

ありがとうございました。今、お話いただいた中で担当者会が7つもあるということで、テーマが重複している部分もございます。また、今年も各担当者会でスキルアップのための勉強会を開催しておりますけれども、その中で相談支援に関する勉強会が3つございました。古川様のお話にありましたように、今後は合同の研修会なども考えていきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは「その他」に移らせていただきます。資料7ページの「障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針について」を障害福祉課長補佐の近藤から説明いたします。

障害福祉課長補佐

資料「障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針について」により説明

平成25年度の調達目標額ですが、前年度の実績より上回る形の方針を打ち出しておりますので、平成24年度の実績額16,229,650円の千円単位を繰り上げました金額となっております。平成24年度実績の内訳としましては、物品が3,812,150円、役務が12,417,500円です。

調達方針は平成25年12月1日に制定されまして、公式ウェブサイトの望遠鏡でも公開しております。私からは以上です。

障害福祉課長

説明が終わりましたが、その他の(1)「障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針について」に、何かご質問がありましたらご発言願います。

それでは、続きまして、その他の(2)「安城市障害福祉計画策定にかかるアン

ケートの回収状況について」の説明をさせていただきます。

障害福祉課長補佐

資料「調査の概要」により説明

引き続き説明させていただきます。まずアンケート調査の概要でございますが、市内在住の障害のある方や難病患者の方、一般市民に生活状況や意見・要望などをお聞きしまして、第4期障害福祉計画策定の基礎資料とすることを目的として行いました。

次に調査方法ですが、各種障害者手帳をお持ちの方から2,150人、難病患者の方から250人、18歳以上の一般市民の方から1,600人の合計4,000人の方を無作為抽出しまして、昨年11月1日にアンケートを送付しております。障害者手帳をお持ちの方へのアンケートは、障害種別によってお聞きしたい内容が変わってまいりますので、表にありますとおりアンケート用紙も全6種類に分けて作成しております。

最後にアンケートの回収結果ですが、障害者全体で65.3%の回収率でした。前回の調査は障害種別によってアンケートの内容を変えていないため、それぞれの比較はできませんが、障害者全体では前回67.3%でしたので2%下がっております。また、一般市民につきましても今回が52.6%、前回が55.5%でしたので2.9%下がっております。回収率が下がった原因といたしましては、前回と比べ、障害種別によっては調査項目が増えたことが原因の一つと思われます。また、他の福祉計画と調査時期が重なってしまったことも影響していると考えられます。

現在、調査結果の分析を進めておりまして、3月中に結果をまとめる予定でございます。次回の自立支援協議会では結果の概要をご説明できるかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。説明は以上でございます。

障害福祉課長

はい、説明が終わりました。その他の(2)「安城市障害福祉計画策定にかかるアンケートの回収状況について」に、何かご意見がございましたらご発言願ひいたします。おろしいでしょうか。

それでは、続きまして、その他の(3)「平成25年度施設整備補助事業概要(ポテト福祉会)について」の説明をさせていただきます。

障害福祉課長補佐

資料「平成25年度施設整備補助事業概要について」により説明

障害福祉課長

説明が終わりました。その他（３）「平成２５年度施設整備補助事業概要（ポテト福祉会）について」に、ご質問等ありましたらお願いします。

委員

ポテト福祉会の黒川です。今回このように施設整備ができましたのも、安城市を始め、皆様のご理解とご協力があったものと思っております。安城市さんにつきましては、何度も何度も県のほうに足を運んでいただきまして、今、国全体で施設整備が大変困難な中で、私どもの施設整備が確保できたことは本当に幸運だったと思います。地域の重度心身障害の人たちが通える施設整備がなかなかできない中で、この施設整備ができたことは本当にありがたいと感じております。本当にありがとうございました。

それから、施設は２月１日から開所しているのですが、重心の方々につきましては、居宅介護でヘルパーが対面で身体介護等を行っておりますが、まだホームでの生活が安定しておりませんので、短期入所につきましては４月から順次受入れを行っていきたいと思っております。やはり重心の方というのは、親と密接にしまして、ずっと離れず２４時間３６５日自宅で介護されているという状況ですので、家族以外のところで暮らすことに慣れていないものですから、まだ夜眠れない方々もいらっしゃいます。少しお時間をいただいて、落ち着いてから短期入所の受入れをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

障害福祉課長

はい、ありがとうございました。何かご質問等はございますでしょうか。

それでは、その他の（４）「平成２６年度の安城市自立支援協議会開催予定について」を障害給付係長の堀から説明させていただきます。

障害給付係長

平成２６年度第１回自立支援協議会につきましては、平成２６年６月２６日（木）午後１時３０分からこの会場にて行う予定をしております。第２回は１０月２３日（木）、第３回は平成２７年２月１２日（木）を予定しておりますので、よろしくお願いします。

障害福祉課長

はい、次第の内容につきましては以上でございますが、冒頭に委員長から来年度の予算について、分かる範囲で紹介いただければとお話ございましたので、若干の補足説明をさせていただきます。

議題にもありました重心の運営費補助事業、それと地域活動支援センター事業の

委託、この新規事業2本に加えましてもう1本新規事業がございます。こういったものかといいますと、高齢者と障害者の社会参加促進事業ということで、あんくるバスの運賃を市が補填するかたちで、無料で乗れるような事業を考えております。高齢者につきましては75歳以上、障害者につきましては身体、療育、精神の手帳をお持ちの方が全て無料で乗れるということで平成26年度の予算要求をしております。ただ、バスの運行委託が10月に切替えということで、実施も10月からを予定しています。

それから、重症心身障害児（者）の在宅支援事業と地域活動支援センター事業につきましては、市は予算要求をただけで、自立支援協議会の作業部会、担当者会で非常に多くの議論をしていただきました。重心につきましても精神につきましても担当者会がない状況から分科会を作っていただきまして、非常に熱心な議論をしていただき、市の財政当局に説明するために必要な多くの資料も精力的に集めていただくなど、多くのご協力を賜りまして、何とかたどり着くことができました。

また、事業を実施していくには、それを引き受けていただける法人、団体が必要になりますけども、重心につきましては、就学時から大人までをポテト福祉会さん、NICUを出た0歳児も含めた未就学児については訪問看護ステーションをやってみえる事業所さんに手を挙げていただいております。ポテト福祉会さんが4月から、訪問看護ステーションの事業所は6月以降にスタートする予定となっております。

それから地域活動支援センターにつきましては、場所の予定地が決まってまいりました。朝日町に以前、あんぐるカフェという店舗がございましたが、その建物を利用して始める予定となっております。

全体を通しまして何かご質問等ございますでしょうか。

委員長

あんくるバスですが、75歳以上の方は無条件で無料ですか。

障害福祉課課長

75歳以上は今のところ全員無料と考えております。

委員

あんくるバスはもう少し遅い時間までとか、いろいろ意見もあるようですね。

障害福祉課課長

今回、この無料化の事業を都市計画課と打ち合わせをしまして、10月の運行委託の切替えに併せ、路線図・ダイヤの見直しをするという話を聞いております。ルートにつきましては循環線を右回り・左回りの双方運行といたしまして、地域路

線も増発する等の充実を図る予定でございます。また、運行時間も朝は30分から1時間程度早くなり、夜は最終便の出発が8時近くになると聞いております。よろしいでしょうか。

それでは、長時間の審議ありがとうございました。これをもちまして会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針について

本年度から施行されました「国等による障害者支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）第9条の規定に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図るための方針を定めました。この方針は、障害者就労施設等で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資することを目的としており、今後この調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務の調達を積極的に推進してまいります。

すでに市役所の各課、各施設等に対し、この調達方針の理解と協力を依頼しており、今後は適宜情報の発信を行いながら推進してまいります。

1 調達の推進方法

(1) 本市における取組方針

障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務の情報の収集について適宜行い、各部署に対して情報提供を行います。各部署はこの情報提供に基づき、調達の推進に努めるものとします。また、これまで障害者就労施設等からの調達実績のない物品及び役務の調達拡大にも努めるものとします。

(2) 随意契約の活用

調達における予算執行については、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用します。

2 平成25年度調達目標額

16,230千円

3 その他

障害者就労施設等から調達可能な物品及び役務の情報の収集につきましては、担当者会の協力をいただきながら更新していきたいと考えていますので、ご理解とご協力をお願いします。

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、本市にお住まいの障害のある人および難病患者の人ならびに一般市民に、現在の生活状況や意見・要望等をお聞きし、「第4次安城市障害者福祉計画」および「第4期障害福祉計画」策定のための基礎資料とすることを目的に行いました。

2 調査方法等

区 分	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病患者	一 般
調査対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者	18歳以上の療育手帳所持者	18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者	18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童	特定疾患医療受給者証所持者	18歳以上の市民
抽出方法	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出	保健所が抽出（事前に調査協力の了解が得られた人）	無作為抽出
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収					
調査基準日	平成25年11月1日					
調査期間	平成25年11月11日～11月30日					

3 回収結果

区 分	障害者						一 般
	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児		
配布数	2,400	1,469	231	255	250	195	1,600
回収数	1,576	966	139	171	186	114	847
有効回答数	1,568	962	139	169	186	112	841
有効回答率	65.3%	65.5%	60.2%	66.3%	74.4%	57.4%	52.6%

別紙

平成25年度施設整備補助事業概要について

法人名	社会福祉法人 ポテト福祉会		
施設名	ポテトハウス（生活介護）・ホームいずみ（共同生活介護）		
開所予定日	平成26年2月1日（開所式1月30日）		
所在地	安城市和泉町大北27番地（和泉町庄司作から移転）		
事業の目的	ポテトハウスは企業の賃貸物件にて生活介護事業を実施していたが、平成26年3月31日で退去を求められたため、移転することとなりました。移転先においては、生活介護に加え、居宅介護、共同生活介護及び短期入所の事業を行います。		
事業内容	<p>生活介護棟</p> <p>生活介護事業 定員30名</p> <p>居宅介護事業</p> <p>日中一時支援 定員5名</p> <p>共同生活介護棟</p> <p>共同生活介護事業 定員7名</p> <p>短期入所事業 定員3名</p>		
面積		延べ床面積	敷地面積
	生活介護棟	736.29 m ²	1926.73 m ²
	共同生活介護棟	276.25 m ²	754.11 m ²
施設整備工事費	305,928,000 円		
財源内訳	国県補助金	103,300,000 円	
	安城市補助金	13,773,000 円	
	設置者負担金	188,855,000 円	
	内【借入金】	【159,400,000 円】	